

令和4年度第9回選挙管理委員会会議録

日 時	令和5年1月18日(水)午前9時から
場 所	日進市役所4階第2会議室
出席者	星野委員長、岩佐委員、福岡委員、小池委員
事務局	石川書記長、石川書記、渡辺書記、桑ヶ谷書記
傍聴の可否	可
傍聴の有無	無
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 愛知県知事選挙選挙人名簿選挙時登録等について</li> <li>2 期日前投票の投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任</li> <li>3 期日前投票所の指定</li> <li>4 投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任</li> <li>5 開票管理者及び同職務代理者の選任</li> <li>6 愛知県知事選挙のポスター掲示場の決定</li> <li>7 愛知県知事選挙候補者の投票所内の氏名等の掲示順序を定めるくじの日時及び場所の決定</li> <li>8 選挙期日における投票所及び開票所の指定</li> <li>9 開票立会人選任のくじの日時及び場所の決定</li> <li>10 その他</li> </ol>

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から令和5年度第9回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	(あいさつ)
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	議題1の愛知県知事選挙選挙人名簿選挙時登録等について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料1により説明いたします。</p> <p>令和5年2月5日執行愛知県知事選挙における選挙時登録についての登録要件は、登録基準日が令和5年1月18日、ただし年齢については選挙期日である令和5年2月5日が被登録資格の決定基準日となります。登録日は令和5年1月18日であります。</p> <p>また、年齢要件は、令和5年2月5日現在で満18年以上の方、生年月日と言いますと平成17年2月6日以前に出生された方となります。</p> <p>住所要件として、令和4年10月18日以前に日進市へ転入の届出がなされ、令和5年1月18日まで引き続き3ヶ月以上日進市の住民基本台帳に登録を有する方です。また、令和4年9月17日以前の転出者については、登録日現</p>

	<p>在で抹消されることとなっております。</p> <p>ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性36,722人、女性37,623人、合計74,345人となります。前回12月の定時登録時より合計で103人増加しました。</p> <p>資料2には投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、各投票区別及び男女別の有権者数を示しました。</p> <p>次に、各種直接請求署名数について説明をいたします。ただ今の選挙人名簿登録者総数から、各種の直接請求に必要な署名数が算定されることとなります。日進市条例の制定改廃等に必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,487人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録者数の3分の1の24,782人となります。また、市町村の合併関連の請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる12,391人となります。</p> <p>なお、他の市町村へ転出後4ヶ月を経過することによって選挙人名簿から抹消されることとなりますが、告示日の翌日から選挙期日までの間に4ヶ月を経過する者にあつては、その間毎日選挙管理委員会を開催し議決を行わなければならないこととなりますが、選挙時登録から選挙期日の前日までの間に開催される選挙管理委員会において、当該選挙管理委員会開催時点において未だ4ヶ月を経過するに至っていない者についても「4ヶ月を経過する時点で選挙人名簿から抹消する」旨の議決を得れば毎日の議決は必要ないとされておりますので、本日、この件につきましてもご審議いただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
委員長	<p>ただ今事務局より説明のありました選挙人名簿総数は、男性36,722人、女性37,623人、合計74,345人、日進市条例の制定改廃等に必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,487人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録者数の3分の1にあたる24,782人、市町村の合併関連の請求は、登録者数の6分の1にあたる12,391人です。以上決定してよろしいですか。あわせて、公示日の翌日から選挙期日までの間に転出後4ヶ月を経過する者については、4ヶ月を経過する時点で選挙人名簿から抹消することとしてよろしいですか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>それでは、議題1愛知県知事選挙選挙人名簿選挙時登録等については、事務局案のとおり決定し、転出後4ヶ月を経過するに至っていない者については、4ヶ月を経過する時点で選挙人名簿から抹消することとします。</p>
委員長	<p>続いて、議題2から議題9までについては一括議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題2の期日前投票の投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任について、一部重複しますが資料3と4を参照願います。投票管理者は市の管理職員で、その職務代理者については石川書記長及び石川書記とします。</p> <p>また、立会人については資料4の右側にありますが、立会人事務の経験者及び若年層期日前投票立会人の登録制度に申込をいただいた方々の16名で輪番制としております。期間は1月20日から2月4日まで、1日2交替制で午後2時30分に交代します。</p> <p>議題3の期日前投票所の指定については、資料9の①のとおり市役所4階第1会議室とします。</p> <p>議題4の投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任については、これも一部重複しますが資料5と6を参照願います。投票区は20ヶ所、投票管理者は市の管理職員、その職務代理者は各区の区長または役員とし、また、投票立会人については、資料6の右側にありますが、各区長から推薦をしていただいた方としております。</p> <p>議題5の開票管理者及び同職務代理者の選任については、資料9の②のとおり、開票管理者を星野委員長に、同職務代理者を岩佐委員にお願いしたいと思いますのでよろしく願います。</p> <p>議題6の愛知県知事選挙のポスター掲示場の決定については、資料7のポスター掲示場設置場所一覧表をご覧ください。今回は4区画×2段の8区画のものと決定されております。</p> <p>設置場所は通常142ヶ所ですが、今回については野方投票区の有権者数が1000人以上となったため同投票区の設置個所が2ヶ所増加し、144ヶ所となります。</p> <p>議題7の愛知県知事選挙候補者の投票所内の氏名等の掲示順序を定めるくじの日時及び場所については、資料9の③のとおり、日時は明日1月19日午後6時から、場所は市役所4階第3会議室で行います。委員の皆さんには定刻までにご参集願います。</p> <p>議題8は投票所及び開票所の指定についてであります。選挙期日における投票所については資料8の投票所一覧表にお示ししたように20ヶ所、また、開票所については資料9の④のとおり日進市役所4階の第2・第3会議室とします。</p> <p>最後に、議題9の開票立会人選任のくじの日時及び場所については、資料9の⑤のとおり、日時は2月2日午後6時から、場所は市役所4階第3会議室とします。</p> <p>これは開票立会人の数が3人以上10人までとされておりますので、10人を超えない場合には、2月2日の選挙管理委員会は開催する必要がなくなりますので事前にご連絡をさせていただきます。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいまの事務局の説明についてご意見ご質問はありますか。</p>

委員	資料7ポスター掲示場の設置場所について、2ヶ所増え144ヶ所とのことでしたが、番号の最後は142番までとなっております。
事務局	追加した2ヶ所については、37-2と37-3の枝番となっておりますので、最後の番号は142となっております。
委員	承知しました。
委員長	それでは、議題2から議題9までについて、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
各委員	異議なし
委員長	それでは、議案2から議題9までについては事務局案のとおり決定いたします。 次に議題10その他について事務局は何かありますか。
事務局	1点ございます。まず、投票日当日のスケジュールにつきましては、資料10のとおりです。
委員長	ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問はありませんか。
各委員	特になし。
委員長	事務局はその他にありますか。
事務局	ありません。
委員長	以上で第9回選挙管理委員会を終了します。
	午前9時30分閉会